

公 示 日：2025年2月5日（水）

調達管理番号：24a00988

国 名：ケニア

担 当 部 署：地球環境部森林・自然環境保全グループ自然環境保全第二チーム

調 達 件 名：ケニア国持続的森林管理・景観回復による森林セクター強化及びコミュニティの気候変動レジリエンスプロジェクト（チーフアドバイザー業務／森林セクター開発／コマーシャル・フォレストリー）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

## 1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：チーフアドバイザー業務／森林セクター開発／コマーシャル・フォレストリー
- （2）格 付：2号
- （3）業務の種類：専門家業務

## 2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2025年3月中旬から2027年2月中旬
- （2）業務人月：10.5
- （3）業務日数：

- ・ 第1次 準備業務 5日、現地業務 70日、整理業務 3日
- ・ 第2次 準備業務 4日、現地業務 70日、整理業務 3日
- ・ 第3次 準備業務 4日、現地業務 65日、整理業務 3日
- ・ 第4次 準備業務 4日、現地業務 65日、整理業務 4日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

#### (4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の21%未満を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降) : 契約金額の19%未満を限度とする。

#### (5) 部分払いの設定<sup>1</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度(2026年2月頃)

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2025年2月19日(水) (12時まで)
- (4) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。( <https://partner.jica.go.jp/> )

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

---

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の  
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2025 年 3 月 3 日（月）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>

のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	森林行政・林業経営・林業普及に関連する業務
対象国及び類似地域	ケニア及び東アフリカ諸国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：以下に掲げる者については、競争への参加を認めま

せん。

・ケニア国持続的森林管理・景観回復による森林セクター強化及びコミュニティの気候変動レジリエンスプロジェクトに派遣中の長期専門家。なお、所属先については、参加の制限はありません。

① チーフアドバイザー／森林セクター開発／コマーシャル・フォレストリー（所属先なし）

② 森林政策／森林普及、

③ 地域協力／業務調整、

④ 気候変動レジリエンス／持続的森林管理)

・「ケニア国持続的森林管理・景観回復による森林セクター強化及びコミュニティの気候変動レジリエンスプロジェクト（森林モニタリングシステム改良支援業務）」（調達管理番号：23a00456）の受注者（アジア航測株式会社）及び同業務の業務従事者

（２）必要予防接種：黄熱病

## 6. 業務の背景

ケニア国の有する 347 万 ha の森林（2018 年、国土面積の 5.9%）は、国家の経済・環境・社会面で重要な役割を果たしている。しかし、人口増加や社会開発といった間接要因と、農業を含む土地利用変化や非持続的な利用、ガバナンスの不足といった直接要因により、毎年約 5.2 万 ha（2010～2018 年）の森林を失っており、この傾向は特に国土の 8 割を占め、薪炭需要の高い乾燥・半乾燥地（ASALs）で顕著である。これに対し、ケニア政府は、森林政策、国家森林プログラム 2016-2030 (NFP)、国家気候変動対応戦略等に基づき、主要 5 地域の流域保全、植林や森林再生、森林減少・劣化の抑制を通じ、憲法で定められている樹木被覆率 10%や長期開発戦略である Vision 2030、32%の温室効果ガス排出削減を目指す国が決定する貢献（NDC）の達成に向けた取組を政策及び実施の両面で進めている。

我が国は、ケニアの森林分野の最大支援国の一つであり、1985 年以来、林業基盤整備や地域住民と協働した林業促進、耐乾性林木育種、第三国研修といった協力を 39 年間以上にわたり続けてきており、直近では、技術協力「持続的森林管理のための能力強化プロジェクト（2016～2021 年）」を実施した。これまでの我が国を含む国際社会の支援を受け、ケニアの当該分野の能力開発は大幅に強化されてきて

いる。しかしながら、人口増加や経済発展の影響も受け、森林・樹木被覆率 10%の到達には、一層の取組が必要とされ、また、東アフリカ地域においては今後 100 年間で平均気温が 3 度上昇するとの試算もあるなど、気候変動への対応は更なる優先課題の一つとなっている。

これらの課題に対し、環境・気候変動・森林省（MECCF）は、ケニア森林公社（KFS）及びケニア森林研究所（KEFRI）と一体的に取り組んでいるが、気候変動や民間セクターとの連携など新たな課題への対応には、一層の政策強化、資金、技術支援、ガバナンスの強化が必要とされ、特に森林データに基づく政策立案や評価プロセスの強化、カウンティ政府が所掌となっているものの実施体制がまだ十分整備されていない民間セクター等によるコマーシャル・フォレストリーのための環境整備、林木育種の次世代開発、地域協力のさらなる推進が急務として、ケニア政府は日本政府に対し、前身案件の後継として、本案件を要請した。

本案件開始後、2022 年 8 月のケニア国大統領選にて樹立された新政権は、2021 年時点で国土面積の 12.13%であった樹木被覆率を 2032 年までに 30%まで向上させるという新たな国家目標を掲げ、樹木被覆の回復が必要となる 1,060 万 ha（国土面積の 17.87%）における 150 億本の植樹を官民連携によって推進しようとして試みている。本案件においても、この国家目標の達成を支援するため、関連活動をカウンターパートとともに実施する。

なお、本案件の日本側専門家構成は、本公示掲載時点で長期専門家 4 名（チーフアドバイザー/森林セクター開発/コマーシャル・フォレストリー、森林政策/森林普及、地域協力/業務調整、気候変動レジリエンス/持続的森林管理）、短期専門家（林木育種コンポーネント実施に係る支援業務）、短期専門家（森林モニタリングシステム改良支援業務）が各業務に従事する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、ケニア環境・気候変動・森林省（MECCF）、ケニア森林公社（KFS）、ケニア森林研究所（KEFRI）を主要なカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、我が国類似案件での経験・教訓を踏まえ、プロジェクトチーフアドバイザーとして、プロジェクト全体の統括・進捗管理を行うことにより、プロジェクトの適切な実施・運営を行う。また、森林セクター開発/コマーシャル・フォレストリーを担当する専門家として、各成果にかかる業務を通じ、プロジェクト目標の達成に向けて、他の専門家との連携の下、C/P 機関に対し、担当分野の指導・助言を行うことで現地

政府及び関係者の能力強化に貢献する。

なお、本専門家は、プロジェクト全体の総括業務の他、主に本案件の成果 2（コマーシャル・フォレストリー促進）を主、成果 1（政策強化）を副として担当する他、プロジェクト全体の効果的な実施のために必要な活動を行う。また、他ドナーの会合等にも参加し、知見の共有を行うことが期待される。

具体的活動事項は次のとおりとする。

【チーフアドバイザー業務】

- ・プロジェクトの実施・運営全般を統括・管理する
- ・PDM の各成果を担当する全専門家の活動の進捗を統括し、各活動の実施を推進する
- ・C/P と合意されたプロジェクト管理に関する調整枠組（JCC 等）を設置し、進捗確認とシナジー発現のための調整並びにプロジェクトの運営管理について C/P に指導・助言を行う
- ・進捗管理等を通じて判明した課題や外部条件の変化等に対して、問題を分析し、課題への対処や柔軟な計画変更の提案等を行い、プロジェクト計画の修正が必要となった場合、JCC や定期会合の開催等を通じて協議し、計画を修正する
- ・プロジェクトの進捗・結果等を関係者等と適宜共有する
- ・JICA の定期モニタリング方法に従い、各報告書を JICA 事務所に提出する。
- ・事業完了 3 か月前を目途に事業完了報告書の取りまとめを行い、C/P、JICA ケニア事務所、JICA 本部と調整のうえ、最終化を行う。

【森林セクター開発/コマーシャル・フォレストリー業務】

- ・成果 1 「持続的森林管理及び景観回復のための政策立案プロセスが強化される」の副担当として、以下の活動に係る業務を行う ※成果 1 主担当の森林行政/森林普及専門家と連携して業務を行う
- 1) 活動 1-1 持続的森林管理とランドスケープ回復に係る優先度の高い政策・連略・計画をレビューし、策定・改訂する。※森林行政専門家の主務
- 2) 活動 1-2 効果的な政策・計画の策定・実施に向けた、森林モニタリングとデータ管理プロセスを強化する ※活動 1-2 は、技術的部分を担う短期専門家を備上しており、本専門家は、森林行政専門家が担う技術的対応事項以外の政策面を含めて本活動を支援する
- 3) 活動 1-3 プロジェクト目標の効果的な達成とその成果の普及に向けて全成果間の活動を調整する。※本専門家の主務

4) 活動 1-4 プロジェクト成果の拡大のためのグリーンファイナンスの利用可能性を探る。※森林行政専門家の主務

5) 成果 1 の達成に必要なその他の政策に関連する活動の支援

・成果 2 「官民連携及び住民参加によるコマーシャル・フォレストリー促進を支援する環境が整備される。」の活動全般を「気候変動レジリエンス/持続的森林管理」専門家と連携して推進する。

・成果 3 「在来種メリア及びアカシアの生産性・耐乾性が向上し、その商業利用に向けた生産能力が高まる。」のうち、成果 2 に関連の深い活動 3-4 の活動は、成果 3 主担当の短期専門家と連携する

・全ての成果について、担当業務や C/P が携わる活動への支援等、プロジェクト目標の達成に必要な活動を行う

(1) 第 1 次準備業務 (2025 年 3 月下旬～初回現地業務まで)

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ケニア政府及び C/P 作成の関連報告書、学術論文等を参照し、ケニア国の森林・環境・気候変動セクターの現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力（特に社会林業及びコミュニティ・フォレストリーの活動）の概要を把握・分析する。
- ② JICA 地球環境部（以下、地球環境部）及び JICA ケニア事務所（以下、ケニア事務所）と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ ワークプラン（英文）を作成し地球環境部による確認ののち提出する。併せて、ケニア事務所にもデータを送付する。

(2) 第 1 次現地業務

- ① 現地業務開始時に、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 各 C/P 機関や関係組織における森林・環境・気候変動セクターの政策及び取組に関する情報収集、ヒアリングを行い、実施状況及び課題を把握する。特に、パイロットサイト等を訪問して現場の状況を理解する。
- ③ 現行の PDM 及び PO について、必要に応じて見直しを行い、C/P によるガイドライン作成や活動のマネジメント能力強化を支援する。特に、現行のプロジェクト活動をモニタリングし、C/P に対し助言する。
- ④ 現行の執務環境で使用しているツールやガイドライン等について、③のモニタリングを踏まえ、最終 JCC にて関係者全員と議論するための提言案の作成

と事業完了報告書の執筆を支援する。

⑤ 現地業務完了に際し、第 1 次現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。

⑥ ケニア事務所に第 1 次現地業務結果報告書（英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、第 2 次現地業務以降の活動計画等について打ち合わせを行う。

(3) 第 1 次整理業務

第 1 次現地業務の現地業務結果報告書（英文）を地球環境部に提出し、報告する。

(4) 第 2 次準備業務～第 3 次現地業務

基本的に第 1 次準備業務～第 1 次整理業務の流れと同様とする。渡航の都度ワークプランの作成及び提出は不要であるが、現地業務結果報告書（英文）の作成及び提出は必須とする。

(5) 第 4 次現地業務

① 第 3 次現地業務までにモニタリングした活動結果と課題を整理し C/P 及び現地パートナー、JICA 関係者に報告する。

② ①で整理した結果と課題を踏まえ、最終 JCC 前にプロジェクトからの最終提言と事業完了報告書について関係各所と調整し、最終 JCC にて発表する。加えて、提言に係る議論を記録として残す。

③ 事業完了報告書（案）を地球環境部に提出し、コメントバックの後、最終化を行う。

④ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む最終業務結果について C/P 機関に報告する。

⑤ ケニア事務所に、④と同様の最終業務結果を報告する。

(6) 第 4 次整理業務（～2027 年 2 月中旬）

事業完了報告書及び専門家業務完了報告書を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

No.	報告書等	提出時期	部数	備考
1	ワークプラン（全体及び各現地業務期間時）	業務開始から 1 ヶ月以内	英文：電子データのみ	業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。
2	現地業務結果報告書	各現地業務・整理業務期間終了時	和文・英文：電子データのみ	<p>想定される記載項目は以下のとおり。</p> <p>① 業務の具体的内容と結果  ② 業務の達成状況  ③ その時点での課題と対処  ④ その他</p> <p>但し、第 4 次現地業務結果報告書については、以下 No. 5 専門家業務完了報告書をもって代える。</p>
3	事業完了報告書（案） ※写真集合む	案件終了 3 ヶ月前	和文・英文：電子データのみ	案件終了 3 ヶ月前に事業完了報告書案を JICA 地球環境部に提出し、確認を受けること。留意事項及び内容は下記 No. 4 のとおり。
4	事業完了報告書 ※写真集合む	2027 年 1 月 31 日	和文・英文：電子データのみ	<p>案件終了時点までの取り組み結果をまとめた事業の記録として作成。今後の類似案件に活用される教訓などを含む。別途派遣される長期専門家及び短期専門家とともに取りまとめること。</p> <p>JCC 等で合同レビューを実施し、その結果を踏まえ報告書を修正・確定する。</p> <p>想定される記載項目は以下のとおり。</p> <p>① プロジェクトの基本情報  ② プロジェクトの成果  ③ 合同レビューの結果  ④ プロジェクト終了後の上位目標の達成に向けて  ⑤ その他（ケニア国森林政策及び気候変動対策に関する提言、全体を通じたプロジェクト実施運営上の課題及びそれを克服するための工夫・教訓・提言等）</p> <p>C/P と協働して作成した マニュアル、ガイドライン等については本報告書の参考資料</p>

				として添付して提出する。可能な限り各先方実施機関長の署名を取り付ける形で、これら作成物の決定及び著作権の整理を行うこと。
5	専門家業務完了報告書	2027年2月16日	和文：電子データのみ	本業務従事者の取り組み結果をまとめた活動報告。今後の類似案件において活用される教訓等を含む。事前に JICA 地球環境部と内容について協議すること。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

### （1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

## 10. 特記事項

### （1） 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、12月上旬より公的機関及びC/P機関を含むケニア政府公官庁職員の多くが休暇に入るため、現地業務期間は1月中旬から12月上旬の間で提案してください。

## ② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタント 1 名のみです。その他、日本側専門家構成は、以下のとおりです。

ア) 長期専門家 3 名 (本件の前任を除く)

- ・ チーフアドバイザー/森林セクター開発/コマーシャル・フォレストリー (2022 年 3 月～2025 年 2 月中旬) (本件の前任)
- ・ 森林政策/森林普及 (初代) (2022 年 3 月～2025 年 2 月初旬)、同 (2 代目) (2025 年 1 月下旬～)
- ・ 地域協力/業務調整 (初代) (2022 年 3 月～2024 年 7 月中旬)、同 (2 代目) (2024 年 8 月初旬～)
- ・ 気候変動レジリエンス/持続的森林管理 (2022 年 11 月中旬～)

イ) 短期専門家

- ・ 林木育種コンポーネント実施に係る支援業務 (2022 年 2 月初旬～2027 年 2 月末)
- ・ 森林モニタリングシステム改良支援業務 (2023 年 10 月中旬～2025 年 10 月末)

なお、プロジェクトの協力期間は 2022 年 2 月～2027 年 1 月末 (予定) です。

## ③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎: 要すれば、便宜供与あり
- イ) 宿舎手配: 要すれば、便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ: なし
- エ) 通訳備上: なし
- オ) 現地日程のアレンジ: 第 1 次現地派業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供: 環境・気候変動・森林省内における執務スペース提供 (インターネット環境あり)

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境森林・自然環境保全グループから配付しますので、[gegdn@jica.go.jp](mailto:gegdn@jica.go.jp) 宛にご連絡ください。
  - ・ Project Signed RD
  - ・ ケニア国ランドスケープの回復と持続的森林管理を通じたコミュニティの

気候変動レジリエンスの強化プロジェクト 詳細計画策定調査報告書（和文）  
・ケニア国 乾燥・半乾燥地域における気候変動適応力強化を通じた食と栄養改善プロジェクト 業務計画書（第1期）  
・National Forest Resources Assessment Report 2021 Kenya  
・ケニア国「持続的森林管理・景観回復による森林セクター強化及びコミュニティの気候変動レジリエンスプロジェクト」林木育種コンポーネント実施に係る支援業務 令和5年度 業務実施報告書

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・持続的森林管理・景観回復による森林セクター強化及びコミュニティの気候変動レジリエンスプロジェクト 事業事前評価表

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021\\_1902552\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021_1902552_1_s.pdf)

・Capacity development project for sustainable forest management in the Republic of Kenya : project completion report

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12363461.pdf>

・ケニア チーフアドバイザー/森林政策（CADEP 専門家報告書）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000046650.pdf>

・ケニア サブ・チーフ・アドバイザー/森林普及（CADEP 専門家報告書）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000046651.pdf>

・ケニア 業務調整/地域協力（CADEP 専門家報告書）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000046652.pdf>

・NATIONAL STRATEGY FOR ACHIEVING AND MAINTAINING OVER 10% TREE COVER BY 2022

<https://faolex.fao.org/docs/pdf/ken189997.pdf>

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、

現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。
- ⑦ JICA 専門家としての業務経験は必須とします。また、森林行政、林業、普及に関連する業務経験 15 年以上を有すること、国際機関での業務経験を有することが望ましいです。
- ⑧ 90 日を超える派遣においては、最寄りの入国管理事務所にて、延長の申請を行う必要があります。

以上